

外国投資家から投資を受ける前に ご相談ください

～対内直接投資審査制度のお知らせ～

財務省と事業所管省庁では、外為法に基づき、国の安全に関わる技術が海外に流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本企業に投資を行う場合に、事前届出の提出を求め審査を行っています。

事業承継やM & Aに伴う株式譲渡など、外国投資家から出資を受ける場合は、外国投資家に届出の対応をご確認ください。

外国投資家による投資に関するご相談、届出義務の違反が疑われる投資情報などございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

財務省国際局調査課投資企画審査室
(相談窓口)

電話： **03-3581-4111** (内線2887)

Mail： **gaitame-fdi-1@mof.go.jp**

(情報提供窓口)

Mail： **monitoring-fipro@mof.go.jp**

東海財務局理財部理財課
(相談窓口)

電話： **052-951-1797**

Mail： **fdi-info@tk.lfb-mof.go.jp**

(情報提供窓口)

Mail： **fefta-info@tk.lfb-mof.go.jp**

事前届出が必要となる外国投資家や対象業種など制度に関する詳しい内容については、東海財務局ホームページをご覧ください。

<https://lfb.mof.go.jp/tokai/kigyou/index-tainai.html>

